

重要事項説明書

(訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業)

指定訪問看護事業所・介護予防訪問看護事業所

医療法人社団三慈会

釧路三慈会病院 訪問看護事業所

当事業所が提供する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについての相談窓口

管理者：酒田 愛里

TEL 070-4324-6194 FAX 0154-41-9833

※ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。

_____様に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供に当たり、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 ご利用事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院 訪問看護事業所
所在地	釧路市幣舞町4番30号
電話番号	070-4324-6194
通常の事業の実施区域	・ 釧路市(阿寒、音別地区を除く) ・ 釧路町

2 ご利用事業所の職員体制

従業員の職種	員数	資格	勤務体制
管理者(看護師兼務)	1名	看護師	常勤・兼務

3 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時00分から午後5時00分までとする。

4 運営方法

- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 サービスの概要

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (4) 褥創の予防・処置 |
| (5) リハビリテーション | (6) 認知症患者の看護 |
| (7) 療養生活や介護方法の指導 | (8) カテーテル等の管理 |
| (9) その他医師の指示による医療処置 | |

6 緊急時における対応方法

- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

7 守秘義務

- 1 事業所及びサービス従事者は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た利用者様及びその家族等に関する事項を、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了したあとも継続します。
- 2 事業所は、利用者様から予め書面で同意を得ない限り居宅介護支援事業者等との連携やサービス担当者会議に於いて、当該サービスを利用する利用者及びご家族の個人情報を用いませ

8 利用料

- 1 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に基づく額とします(別紙利用料)。ただし、ケアプランの未完成など法定代理受領できない場合は、基準額全額のお支払いをいただきます。この場合、利用料の一部を後日、市町村の窓口で償還払いが受けられます。
- 2 通常の実施地域以外でサービスを提供する場合には、別紙基準により交通費のお支払いをいただきます。
- 3 サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月中に事業所が指定する方法で支払うものとします。

9 解約

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについては、いつでも解約することができます。

(介護保険用)

10 サービスに関する苦情処理

苦情又は相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者様へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

当事業所が行う指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについてのご相談、ご苦情を下記の窓口で承ります。

ご相談窓口

管理者：酒田 愛里

TEL 070-4324-6194

当事業所以外に、市役所・区役所、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口を伝えることができます。

1 釧路市役所介護保険担当課

TEL (0154) 23-5151

2 北海道国民健康保険団体連合会

TEL (011) 231-5161 (苦情処理担当)

11 損害賠償

当事業所が行う指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責めに帰すべき理由により、利用者又はその家族に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

12 サービス提供記録の開示

当事業所が行なう指定訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供記録は利用者又その家族の求めに応じて開示します。

私は、本書面により、事業者から指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
署名代行者	住所		
	氏名		印

指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

当事業所は、利用者又は扶養者の申し込みを受諾し、本約款に基づきサービスを提供します。

令和 6年 4月 5日

指定訪問看護事業所及び介護予防訪問看護事業所

所在地	釧路市幣舞町4番30号
名称	医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院 指定訪問看護事業所
説明者・管理者氏名	酒田 愛里

【介護保険 訪問看護・介護予防訪問看護費】

令和6年6月 医療法人社団三慈会

釧路三慈会病院 訪問看護事業所

〈利用料金〉

時 間	要介護 1割負担	要介護 2割負担	要介護 3割負担	要支援 1割負担	要支援 2割負担	要支援 3割負担
20分未満	266円	532円	798円	256円	512円	768円
20分～30分	399円	798円	1,197円	382円	764円	1,146円
30分～1時間	574円	1,148円	1,722円	553円	1,106円	1,659円
1～1時間30分	844円	1,688円	2,532円	814円	1,628円	2,442円

〈その他加算〉

項 目		金額（1割）	2割	3割
①特別管理加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	500円	1,000円	1,500円
②特別管理加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	250円	500円	750円
③初回加算（Ⅰ）	初回の訪問月	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ）	初回の訪問月	300円	600円	900円
④退院時共同指導加算	1回又は2回	600円	1,200円	1,800円
⑤1時間30分以上の訪問加算	1回につき	300円	600円	1,800円

- ① 気管カニューレ、留置カテーテル、胃瘻を使用している場合に算定
- ② 在宅酸素、ストーマ、褥瘡などがある場合
- ③ 利用開始時の初回の月に1回のみ算定
 - （Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所などから退院した日に看護師が訪問した場合
 - （Ⅱ）新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所などから退院した日の翌日以降に看護師が訪問した場合
- ④ 入院・入所中に病院・施設職員などと共同で退院指導した場合、状態により2回まで算定
- ⑤ 特別管理加算を算定している方のみに該当

健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

【基本利用料】令和4年2月 医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院 訪問看護事業所

項目	内容	金額
75歳以上の方 65歳～74歳で一定の 障害にある方	一般の方	訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割
70歳～74歳の方	一般の方	訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割
6歳～69歳の方	健康保険法などによる自己負担	訪問看護に要する費用の3割
就学前の乳幼児	健康保険法などによる自己負担	訪問看護に要する費用の2割

【訪問看護療養費に要する費用の種類と金額】

基本療養費（Ⅰ）	週3日まで1日につき（准看護師）	5,550円（5,050円）
	週4日以降1日につき（准看護師）	6,550円（6,050円）
基本療養費（Ⅱ）	週3日まで1日につき（准看護師）	2,780円（2,530円）
	※施設入所2人以上に訪問時 週4日以降1日につき（准看護師）	3,280円（3,030円）
基本療養費（Ⅲ）	外泊時の訪問	8,500円
管理療養費	1日目（2日目以降）	7,440円（3,000円）
○難病等複数回訪問加算	1日2回訪問（1日3回以上訪問）	4,500円（8,000円）
○退院時共同指導加算（1回、ガン末期等は2回）		8,000円
○退院支援指導加算（退院当日の訪問）		6,000円
○在宅患者連携指導加算（月1回）		3,000円
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）		2,000円
○情報提供療養費1（市町村への情報提供）		1,500円
○情報提供療養費3（入院・入院した際の情報提供）		1,500円

【その他の利用料】

項目	内容	金額	
超過料金	1回の訪問が2時間を越えた場合（1時間まで）	1,300円	
自費の場合	1回の訪問につき30分まで	4,300円	
	1回の訪問につき60分まで	8,500円	
	1回の訪問につき90分まで	11,000円	
交通費	公共交通機関	実費	
	事業所 車利用	1回の訪問（往復）4kmを超えて～10kmまで	200円
		1回の訪問（往復）10kmを超えた場合	400円
	営業車利用（要請による）	実費	

個人情報提供に関する同意書

貴事業所のサービス担当者会議等において、必要がある場合には、私の個人情報並びに家族の個人情報をを用いることに同意します。

当施設における個人情報の利用目的

- サービスの提供
 - ◆他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ◆その他の業務委託 ◆ご家族等への心身の状況説明
 - ◆その他、利用者様への介護提供に関する利用
- 介護報酬請求のための事務
 - ◆当事業所での介護保険に関する事務およびその委託
 - ◆審査支払機関への給付管理の提出
 - ◆審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◆その他医療保険、介護保険に関する介護報酬請求のための利用
- 当施設の管理運営業務
 - ◆会計・経理・事故等の報告
 - ◆当該利用者様の介護サービスの向上
 - ◆その他、当施設の管理運営業務に関する利用
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

【上記以外の利用目的】

- 訪問看護ステーション内部での利用に係る利用目的
 - ◆施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ◆施設において行われる事例研究等
- 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ◆外部監査機関、評価機関等への情報提供

【デジタル機器の使用】

- 健康保険証や、介護保険証を契約時にデジタル機器で撮影し事務所にて印刷を行うことがあります。印刷後に画像は削除します。
- 褥瘡などの皮膚の状態をデジタル機器で撮影し事務所にて印刷を行い、必要時は医師などに情報提供を行うことがあります。左記目的での使用後は画像を削除します。

令和 年 月 日

医療法人社団三慈会
釧路三慈会病院 訪問看護事業所
管理者 酒田 愛里 様

本人名

印

家族名

印